

2016 年 4 月 1 日

2016 年度東海大学医学部付属病院群治験審査委員会委員の指名

東海大学医学部付属病院

病院長 飯田 政弘



「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号）」（以下、「医薬品 GCP 省令」）及び「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令のガイダンスについて（平成 24 年 12 月 28 日薬食審査発 1228 第 7 号）」、「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号）」（以下、医療機器 GCP 省令）及び「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令のガイダンスについて（平成 25 年 2 月 8 日薬食機発 0208 第 1 号）」、並びに「東海大学医学部付属病院群治験標準業務手順書（2016 年 4 月 1 日改正）」（以下、SOP）第 1 部第 18 条第 2 項に基づいて、別紙のとおり標記委員会の委員長、副委員長及び委員を指名します。

尚、医薬品 GCP 省令第 28 条第 3 項、医療機器 GCP 省令第 47 条第 3 項及び SOP 第 2 部第 16 条第 1 項第 5、6 号に従い、東海大学医学部付属病院治験・臨床研究管理部 Web 等に委員名簿（職業・資格・所属）、出席委員を含む議事録概要等が公表されます。ご承諾のご署名をお願いいたします。

以上

2016 年 4 月 1 日

2016 年度東海大学医学部付属病院群治験審査委員会委員の指名

東海大学医学部付属東京病院

病院長 赤石 誠



「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号）」（以下、「医薬品 GCP 省令」）及び「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令のガイダンスについて（平成 24 年 12 月 28 日薬食審査発 1228 第 7 号）」、「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号）」（以下、医療機器 GCP 省令）及び「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令のガイダンスについて（平成 25 年 2 月 8 日薬食機発 0208 第 1 号）」、並びに「東海大学医学部付属病院群治験標準業務手順書（2016 年 4 月 1 日改正）」（以下、SOP）第 1 部第 18 条第 2 項に基づいて、別紙のとおり標記委員会の委員長、副委員長及び委員を指名します。

尚、医薬品 GCP 省令第 28 条第 3 項、医療機器 GCP 省令第 47 条第 3 項及び SOP 第 2 部第 16 条第 1 項第 5、6 号に従い、東海大学医学部付属病院治験・臨床研究管理部 Web 等に委員名簿（職業・資格・所属）、出席委員を含む議事録概要等が公表されます。ご承諾のご署名をお願いいたします。

以上

2016 年 4 月 1 日

2016 年度東海大学医学部付属病院群治験審査委員会委員の指名

東海大学医学部付属大磯病院

病院長 島田 英雄



「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号）」（以下、「医薬品 GCP 省令」）及び「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令のガイダンスについて（平成 24 年 12 月 28 日薬食審査発 1228 第 7 号）」、「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号）」（以下、医療機器 GCP 省令）及び「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令のガイダンスについて（平成 25 年 2 月 8 日薬食機発 0208 第 1 号）」、並びに「東海大学医学部付属病院群治験標準業務手順書（2016 年 4 月 1 日改正）」（以下、SOP）第 1 部第 18 条第 2 項に基づいて、別紙のとおり標記委員会の委員長、副委員長及び委員を指名します。

尚、医薬品 GCP 省令第 28 条第 3 項、医療機器 GCP 省令第 47 条第 3 項及び SOP 第 2 部第 16 条第 1 項第 5、6 号に従い、東海大学医学部付属病院治験・臨床研究管理部 Web 等に委員名簿（職業・資格・所属）、出席委員を含む議事録概要等が公表されます。ご承諾のご署名をお願いいたします。

以上

2016 年 4 月 1 日

2016 年度東海大学医学部付属病院群治験審査委員会委員の指名

東海大学医学部付属八王子病院

病院長 渡辺 勲史



「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号）」（以下、「医薬品 GCP 省令」）及び「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令のガイダンスについて（平成 24 年 12 月 28 日薬食審査発 1228 第 7 号）」、「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号）」（以下、医療機器 GCP 省令）及び「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令のガイダンスについて（平成 25 年 2 月 8 日薬食機発 0208 第 1 号）」、並びに「東海大学医学部付属病院群治験標準業務手順書（2016 年 4 月 1 日改正）」（以下、SOP）第 1 部第 18 条第 2 項に基づいて、別紙のとおり標記委員会の委員長、副委員長及び委員を指名します。

尚、医薬品 GCP 省令第 28 条第 3 項、医療機器 GCP 省令第 47 条第 3 項及び SOP 第 2 部第 16 条第 1 項第 5、6 号に従い、東海大学医学部付属病院治験・臨床研究管理部 Web 等に委員名簿（職業・資格・所属）、出席委員を含む議事録概要等が公表されます。ご承諾のご署名をお願いいたします。

以上

別紙

G C P		S O P		指名欄
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 1)	「医学部に所属する臨床系教員」	委員長	内科学系 血液・腫瘍内科学 教授 医師 安藤 潔
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 2)	「医学部に所属する基礎系教員」	副委員長	基盤診療学系 臨床薬理学 教授 医師 小林 広幸
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 1)	「医学部に所属する臨床系教員」	副委員長	内科学系 リウマチ内科学 教授 医師 佐藤 慎二
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 2)	「医学部に所属する基礎系教員」	委員	基盤診療学系 臨床薬理学 教授 薬剤師 嶋澤 るみ子
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 1)	「医学部に所属する臨床系教員」	委員	内科学系 循環器内科学 准教授 医師 吉町 文暢
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 1)	「医学部に所属する臨床系教員」	委員	専門診療学系 皮膚科学 准教授 医師 馬淵 智生
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 2)	「医学部に所属する基礎系教員」	委員	基盤診療学系 臨床薬理学 准教授 薬剤師 橋本 篤司
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 1)	「医学部に所属する臨床系教員」	委員	外科学系 口腔外科学 助教 歯科医師 傳田 祐也
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 1)	「医学部に所属する臨床系教員」	委員	専門診療学系 耳鼻咽喉科学 教授 医師 田村 悦代
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 1)	「医学部に所属する臨床系教員」	委員	内科学系 神経内科学 講師 医師 大貫 知英
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 1)	「医学部に所属する臨床系教員」	委員	内科学系 総合内科学 教授 医師 檜垣 恵
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 5)	「病院に所属する臨床工学技士」	委員	診療技術部 臨床工学技術科 科長 臨床工学技士 小森 恵子
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 4)	「病院に所属する薬剤師」	委員	薬剤部 薬剤科 薬剤師 府川 勝治
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 3)	「病院に所属する看護師」	委員	看護部 師長 看護師 大石 祐子
第28条第1項第3号	第1部第18条第1項第3号 6)	「医療又は臨床試験に関する専門知識を有する者以外の者」	委員	伊勢原事務部 伊勢原人事課 課長補佐 桑久保 ひとみ
第28条第1項第3号	第1部第18条第1項第3号 6)	「医療又は臨床試験に関する専門知識を有する者以外の者」	委員	伊勢原事務部 伊勢原用度管理課 課長補佐 大西 恒太郎
第28条第1項第3号	第1部第18条第1項第3号 6)	「医療又は臨床試験に関する専門知識を有する者以外の者」	委員	病院事務部 医事課 係長 小島 啓吾

別紙

G C P	S O P			指名欄
第28条第1項第4号 並びに第5号	第1部第18条第1項第3号 7)8)	「病院並びに治験の実施に係わる他の施設と利害関係を有しない者」「委員会の設置者と関係を有しない者」	委員	法学部 法律学科 教授 弁護士 中島 秀二
第28条第1項第4号 並びに第5号	第1部第18条第1項第3号 7)8)	「病院並びに治験の実施に係わる他の施設と利害関係を有しない者」「委員会の設置者と関係を有しない者」	委員	法学部 法律学科 教授 玉巻 弘光
第28条第1項第4号 並びに第5号	第1部第18条第1項第3号 7)8)	「病院並びに治験の実施に係わる他の施設と利害関係を有しない者」「委員会の設置者と関係を有しない者」	委員	健康科学部 社会福祉学科 教授 西村 昌記
第28条第1項第4号 並びに第5号	第1部第18条第1項第3号 7)8)	「病院並びに治験の実施に係わる他の施設と利害関係を有しない者」「委員会の設置者と関係を有しない者」	委員	伊勢原市役所保健福祉部健康管理課主査 保健師/看護師 安部 京子